

平成18年11月2日発行

* * * * *
* * * * *

担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン（第48号）

* * * * *
* * * * *

インデックス

【1】品目横断的経営安定対策の加入申請状況（10月27日現在）を公表！

【2】「全国農業担い手サミットinながさき」が開催されました！

（全国担い手育成総合支援協議会）

【3】地域の話題等

品目横断的経営安定対策の受付キャラバンの取組

（栃木農政事務所、関東農政局発）

特定農業法人19組織・特定農業団体6組織が誕生！

（福井県あわら市、北陸農政局発）

【1】品目横断的経営安定対策の加入申請状況（10月27日現在）を公表！

現在この秋に麦を作付ける農業者で「収入減少影響緩和対策」に加入する方を対象に、品目横断的経営安定対策の加入申請の受付が行われていますが、加入申請開始から約2ヶ月が経過した10月27日現在の加入申請状況は、

認定農業者：3,887経営体

集落営農組織：395経営体

これらの経営体の麦作付計画面積：38,618ha

となりました。

11月2日付けで農林水産省ホームページ上において公表しています。

<http://www.maff.go.jp/ninaite/menu8.html>

加入申請は、今月30日までの受付となっています。お早めに最寄りの農政事務所等で加入申請手続きを行いましょう。

今回、加入申請が必要な方は、「秋まき麦を作付ける農業者であって収入減少影響緩和対策に加入する方」となっていますが、収入減少影響緩和対策は、特定の品

目のみに加入することはできないため、麦に加えて、米や大豆等の対象品目を作付けの方で収入減少影響緩和対策への加入を考えている方は、今月30日までに加入申請をしておかなければ、全ての品目で収入減少影響緩和対策の対象になることができなくなってしまいますので、ご注意ください。

また、秋まき麦の作付けを行う方は、今月30日までに認定農業者(個人・法人)として認定を受けていることや集落営農組織の要件を満たしていることが必要ですが、経営規模要件については、今月30日時点の経営規模ではなく、12月1日以降に使用収益権の設定を行う面積や米・大豆の作業受託を行う面積なども含めて、19年産の経営規模として満たしていただければ結構です。

なお、加入申請書(様式5)の経営規模には、今後の見込みを含めて記入していただくことになります。

品目横断的経営安定対策の各種の申請様式はこちら

http://www.maff.go.jp/ninaite/menu8_law.html

【2】「全国農業担い手サミットinながさき」が開催されました！

(全国担い手育成総合支援協議会)

10月26日、27日の2日間にわたり、長崎県長崎市をメイン会場として「第9回全国農業担い手サミットinながさき」が開催されました。

今回のサミットは、昨年までの「全国認定農業者サミット」を「全国農業担い手サミット」と改称し、認定農業者のほか農業法人、集落営農組織の代表者など、全国各地から、過去最大規模となる約3,500名の参加者を得て、大盛況のうちに幕を閉じました。

初日の全体会は、開会式において、サミット実行委員会の平尾会長の開会宣言に続き、山本拓農林水産副大臣から農林水産大臣祝辞の紹介があり、その後、金子長崎県知事、伊藤長崎市長からも祝辞がありました。

開会式の後には、全国の農業者の代表7名がパネリストとなったパネルディスカッションが行われるとともに、主催県によるサミット宣言、次期開催県である栃木県への引継式などを経て閉会となりました。

2日目は、長崎県内6地域、19コースに分かれての現地視察が行われました。離島や半島が数多く存在する長崎県ならではの特性を活かした多様な農業を見ることは、参加者にとって貴重な体験であったと思います。

来年は栃木県で開催されます。今年度参加できなかったという皆様、全国の担い手の方々と情報交換や交流ができるまたとないイベントですので、是非、来年の栃木サミットに参加されてはいかがでしょうか。

- ・ 問い合わせ先：全国担い手育成総合支援協議会事務局（TEL：03-5251-3906）
- ・ 今回の長崎サミットの情報はこちらのホームページから
<http://www.suisan.n-nourin.jp/oh/summit/index.htm>

【3】地域の話題等

品目横断的経営安定対策の受付キャラバンの取組

（栃木農政事務所、関東農政局発）

秋まき麦生産農家で収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）に加入予定の方については、9月から品目横断的経営安定対策の加入申請の受付が始まっていますが、栃木農政事務所では、事務所庁舎の常設受付窓口での対応にとどまらず、市町単位での移動受付も実施しています。

移動受付を実施することとしたのは、関係機関・団体と連携して麦の担い手の育成・確保を進めてきている中で、栃木県内で約2,400経営体からの加入申請が見込まれており、一方、農政事務所の常設受付窓口としては地域課を含めて県内4箇所しかないことから、加入申請する農業者の利便性を第一に考えたためです。

また、加入申請受付期間が米の収穫時期と重なっていることから、加入申請が一時期に集中することが想定され、申請者にとっては申請時の待ち時間が長くなること、事務所側としても短時間で受付処理することに伴う事務処理ミスの増加といった懸念があったことに加え、申請受付の初年度であるため、農業者の方に特例を含めた制度全般や申請書類の記入方法等について、十分な理解が得られていないままでの加入申請となれば申請受付時に混乱が生じる懸念があったこと等もあり、移動受付の実施に踏み切りました。

このため、十分な事前準備を行うこととし、県・地域担い手育成総合支援協議会などの関係機関・団体の協力を頂きながら、移動受付に係るキャラバン日程等の対象農業者へのチラシの配布（関係機関・団体への常置を含む。）、農政事務所ホームページへの情報掲載・関係機関へのリンク、報道機関への取材依頼等のPR活動を行った上で、8月に県内45会場において、2,140経営体と面談して事前審査・相談会を実施したところです。

これにより、9月からの申請受付をスムーズに行うことができ、10月20日までに528経営体の申請を受け付けましたが、そのうちの91%（478経営体）が農協や市町

村等の庁舎を借りて移動受付したものとなっています。引き続き、移動受付を実施することとしており（具体的な日程は、以下のURL参照）、担い手の育成・確保運動により対策の対象要件を満たした経営体が、確実に加入申請して頂くよう努めることとしています。

（キャラバン日程）

<http://www.tochigi.info.maff.go.jp/01sesaku/hinmoku/h-caravan29.htm>

・問い合わせ先：栃木農政事務所農政推進課（TEL：028-633-3311（代表））

特定農業法人 19 組織・特定農業団体 6 組織が誕生！

（福井県あわら市、北陸農政局発）

あわら市は福井県の北部に位置し、石川県加賀市に接しています。農地は平坦地に約1,800ha、中山間地に約400ha、また、水稲・野菜・果樹などが栽培されている坂井北部丘陵地に約1,500haがあります。

あわら市のこれまでの水田農業の担い手は、大規模稲作農家（認定農業者）が10戸程度であり、その他は、集落単位で兼業農家が主体となる機械共同利用組織や作業請負組織が存在していました。

また、17年度末で水田のある全集落89のうち、経理の一元化まで行っている協業組織は6集落、そのうち法人はわずか5集落でした。

あわら市担い手育成総合支援協議会では、「今後、国の施策が担い手に集中する中、集落の水田をどうするのか、誰が守るのか？」について、平成17年8月より各集落において品目横断的経営安定対策の説明とあわせ、地域農業（水田）の担い手を育成するための話し合い（農用地利用改善団体の設立と農用地利用規程の作成）を進めてきました。

さらに、平成18年度からは一歩進めて「地域農業の担い手として集落全体の水田を担う営農組織」、「経営発展のために農地集積が可能となる法人組織」、「農用地や機械取得の準備積立資金の確保が可能である特定農業法人」の育成に、積極的に取り組んできました。

これらの取組により、各集落で多くの議論がなされ、そのリーダーとなった方々の尽力により、今回一気に法人設立への動きが加速しました。現時点で水田農業を担う農業生産法人は30法人が見込まれ、品目横断的経営安定対策の申請にあわせ、うち19法人が特定農業法人の認定を受ける予定です。また、任意組織についても、6組織が特定農業団体として認定を受ける予定です。その結果、農用地利用改善団体の区域として設定される市内の水田面積は、約7割に及ぶ見込みで、うち5割が

品目横断的経営安定対策の加入を予定しています。

・問い合わせ先：北陸農政局生産経営流通部経営課（TEL：076-263-2161（代表））

< 編集後記 >

夜はずいぶん冷え込むようになってきて、体の中から温めてくれる食べ物が恋しくなる季節になりました。

野菜だと唐辛子や生姜のほかに、ネギやかぼちゃ、カブ、小松菜。果物では栗やリンゴなど。これらはいずれも秋から冬にかけてが旬となるものです。一般的に、体を温めてくれる食べ物は、寒い地方や季節に取れるものが多いようです。逆に、体を冷やしてくれるのはトマトやきゅうり、スイカなど暑い時期に取れるものが多いようです。

スーパーなどに行けば一年中どんな食材でも手に入る時代、野菜などの旬がいつかわからなくなっていますが、旬の時期に旬の物を食べることはとても理にかなっていることなのですね。

当メルマガでは、皆様に活用されるメルマガを目指し、担い手育成活動の優良事例等を紹介していきます。皆様の地域での事例、ご意見、メルマガの感想等を下記アドレスまでお寄せください。

電子出版：担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン

発行日：随時発行（週1回程度）

発行元：農林水産省 経営局 経営政策課

お問い合わせ先の電子メールアドレス：keiei_seisaku@nm.maff.go.jp

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから。

<http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～品目横断的経営安定対策を含む担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

<http://www.maff.go.jp/ninaite/>